

6 文科高第 385 号
令和 6 年 6 月 26 日

各 都 道 府 県 知 事
各都道府県教育委員会教育長
各 国 公 私 立 大 学 長
独立行政法人大学入試センター理事長
殿

文部科学省高等教育局長
池 田 貴 城

大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者を指定する件の一部を改正する告示（令和 6 年文部科学省告示第 66 号）について（通知）

この度、別添 1 のとおり、「大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者を指定する件の一部を改正する告示」（令和 6 年文部科学省告示第 66 号）が、令和 6 年 6 月 26 日に公布され、同日から施行されることになりました。

改正の概要及び留意事項は下記のとおりですので、十分御了知いただき、その運用に当たっては遺漏なきようお願いいたします。

第 1 改正の概要

学校教育法施行規則第 150 条第 4 号の規定に基づき、大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者に、英国において大学入学資格として認められているインターナショナル・ジェネラル・サーティフィケート・オブ・エデュケーション・アドバンスト・レベル資格（インターナショナル A レベル資格）を有する者及び欧州連合構成国において大学入学資格として認められているヨーロピアン・バカロレア資格を有する者を追加する。

第 2 留意事項

- ① インターナショナル A レベル資格の審査等の実施機関として、現在、オックスフォード・インターナショナル・エーキューエー・エグザミネーションズ（Oxford International AQA Examinations）、ケンブリッジ・アセスメント・イ

ンターナショナル・エデュケーション (Cambridge Assessment International Education) 、ピアソン・エデクセル (Pearson Edexcel) 及びラーニング・リソース・ネットワーク (Learning Resource Network) の4機関が存在しており、いずれの機関が授与したインターナショナルAレベル資格についても、当該資格を有する者には大学入学資格が認められること。

- ② 各大学においては、インターナショナルAレベル資格やヨーロッパ・バカロレア資格 (以下「各資格」という。) について、自大学のアドミッション・ポリシーに基づき、入学を希望する者に対して求める各資格の科目数や評価について定め、あらかじめ公表することが必要であること。
- ③ 各大学においては、入学を希望する者が各資格を有しているかについて、資格証明書等の書類により確認する必要があること。
- ④ 本改正告示の施行日前に各資格を取得した者についても、大学入学資格が認められること。

なお、御参考までに、別添2として今回の改正後の「大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者を指定する件」(昭和23年文部省告示第47号) を添付いたしますので、併せて御利用ください。

【本件問合せ先】

高等教育局大学教育・入試課法規係

電話：03-5253-4111 (内線3338)

○ 文部科学省告示第六十六号

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第一百五十四条第四号の規定に基づき、大学入
学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者を指定する件（昭和二十三年
文部省告示第四十七号）の一部を次のように改正する。

令和六年六月二十六日

文部科学大臣 盛山 正仁

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定
の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線
を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象
規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないもの
は、これを加える。

改正後	改正前
<p>一〇二十二 「略」</p> <p>二十三 グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国 において大学入学資格として認められているジエネラル・ サーティファイケート・オブ・エデュケーション・アドバン スト・レベル資格又はインターナショナル・ジエネラル・ サーティファイケート・オブ・エデュケーション・アドバン</p>	<p>一〇二十二「同上」</p> <p>二十三 グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国 において大学入学資格として認められているジエネラル・ サーティファイケート・オブ・エデュケーション・アドバン スト・レベル資格を有する者</p>

<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	<p>「号を加える。」</p>
<p>二十四 欧州連合構成国において大学入学資格として認められて いるヨーロッパ・バカロレア資格を有する者</p>	<p>「号を加える。」</p>
<p>二十五 「略」</p>	<p>「同上」</p>

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

○文部省告示第四十七号

学校教育法施行規則第一百五十四条第四号の規定により、大学入学に関し、高等学校を卒業した者と同以上の学力があると認められる者を、次のように指定する。

昭和二十三年五月三十一日

文部大臣 森戸 辰男

- 一 従前の規定による高等学校高等科又は大学予科の第一学年を修了した者
- 二 専門学校本科又は中等学校卒業程度を入学資格とする専門学校予科の第一学年を修了した者
- 三 高等師範学校、女子高等師範学校、実業教員養成所又は臨時教員養成所の第一学年を修了した者
- 四 師範学校本科（昭和十八年勅令第百九号施行以前のものを除く。）又は青年師範学校の第一学年を修了した者及び師範学校予科において四年の課程を修了した者
- 五 昭和十八年勅令第百九号施行以前の師範学校の本科第一部第四学年又は本科第二部第一学年を修了した者並びに青年学校教員養成所の第一学年を修了した者
- 六 修業年限五年の高等女学校卒業程度を入学資格とする高等女学校の専攻科又は高等科の第一学年を修了した者又は修業年限四年の高等女学校卒業程度を入学資格とする高等女学校の専攻科又は高等科の第二学年を修了した者

七 国民学校初等科修了程度を入学資格とする修業年限五年の実業学校卒業程度を入学資格とする実

業学校専攻科の第一学年を修了した者又は国民学校初等科修了程度を入学資格とする修業年限四年の実業学校卒業程度を入学資格とする実業学校専攻科の第二学年を修了した者

八 大正七年文部省令第三号第二条第二号により指定した学校の第一学年を修了した者（昭和三十年三月三十一日までに修了した者に限る。）

九 従前の規定による大学において高等学校高等科又は専門学校本科と同等以上の学校として入学資格を認められた学校の第一学年を修了した者

十 朝鮮教育令、台湾教育令、在閩東州及満洲国帝国臣民教育令又は在外指定学校規則による学校において前各号の一に該当する者

十一 高等学校高等科学力検定試験又は専門学校卒業程度検定試験に合格した者

十二 教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百十七号）による小学校、中学校若しくは高等学校の教諭の普通免許状を有する者又は教育職員免許法施行法（昭和二十四年法律第四百十八号）によりこれらの免許状を有するものとみなされた者（旧教員免許令（明治三十三年勅令第三百三十四号）に基づく旧実業学校教員検定に関する規程（大正十一年文部省令第四号）による実習科目に関する限りの実業学校教員免許状を有する者を除く。）

十三 専門学校の別科第一学年を修了した者、但し、中等学校（旧中等学校令第十九条の規定によるものを除く。）卒業程度を入学資格とする者に限る。

十四 東京盲学校師範部甲種音楽科第一部第一学年、同科第一学年を修了した者及び同校師範部普通科乙種を卒業した者、又は東京聾啞学校師範部技芸科第一部第一学年を修了した者及び同校師範部普通科乙種を卒業した者

十五 各都道府県において行う新制大学の入学資格を認定する試験に合格した者（昭和二十六年三月三十一日までの試験に合格した者に限る。）

十六 旧運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五十七号）による商船学校の席上課程二年修了者

十七 旧海軍工廠、旧海軍航空廠、旧海軍技術廠、旧海軍火薬廠、旧海軍施設部、旧海軍燃料廠及び旧海軍工作部（旧海軍工廠等という。以下同じ。）に設置した工員養成所において修業年限二年の補修科を修了した者、旧海軍工廠等に設置した工員教習所において修業年限一年の補修科を修了した者又は旧海軍工廠等に設置した職工教習所において修業年限二年の高等科、修業年限一年の専修科若しくは補修科を修了した者

十八 旧運輸省設置法及び旧運輸省組織令（昭和五十九年政令第百七十五号）による海員学校の高等科を卒業し、独立行政法人海技教育機構法（平成十一年法律第二百十四号）による独立行政法人海技教育機構（旧運輸省設置法、旧運輸省組織令及び独立行政法人国立公文書館等の設立に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十二年政令第三百三十三号）による改正前の国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）による海技大学校並びに独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通

省関係法律の整備に関する法律（平成十八年法律第二十八号）による廃止前の独立行政法人海技大学校法（平成十一年法律第二百十二号）による独立行政法人海技大学校を含む。）の普通科 \triangleright 課程を卒業した者（昭和五十年四月一日以降に当該課程に入学した者に限る。）

十九 独立行政法人海技教育機構法による独立行政法人海技教育機構（旧運輸省組織令及び独立行政法人国立公文書館等の設立に伴う関係政令の整備等に関する政令による改正前の国土交通省組織令による海員学校並びに独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律による改正前の独立行政法人海員学校法による独立行政法人海員学校を含む。）の本科を卒業した者

二十 スイス民法典に基づく財団法人である国際バカロレア事務局が授与する国際バカロレア資格を有する者

二十一 ドイツ連邦共和国の各州において大学入学資格として認められているアビトゥア資格を有する者

二十二 フランス共和国において大学入学資格として認められているバカロレア資格を有する者

二十三 グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国において大学入学資格として認められているジェネラル・サーティフィケート・オブ・エデュケーション・アドバンスト・レベル資格又はインターナショナル・ジェネラル・サーティフィケート・オブ・エデュケーション・アドバンス

ト・レベル資格を有する者

二十四 欧州連合構成国において大学入学資格として認められているヨーロッパアン・バカロレア資格を有する者

二十五 アメリカ合衆国カリフォルニア州に主たる事務所が所在する団体であるウエスタン・アソシエーション・オブ・スクールズ・アンド・カレッジズ、同国コロラド州に主たる事務所が所在する団体であるアソシエーション・オブ・クリスチャン・スクールズ・インターナショナル、同国ジョージア州に主たる事務所が所在する団体であるコグニア、同国マサチューセッツ州に主たる事務所が所在する団体であるニューイングランド・アソシエーション・オブ・スクールズ・アンド・カレッジズ又はオランダ王国南ホラント州に主たる事務所が所在する団体であるカウンセセル・オブ・インターナショナル・スクールズから教育活動等に係る認定を受けた教育施設に置かれる十二年の課程を修了した者

改正文 (昭和五九年六月三〇日 文部省告示第九六号) 抄

昭和五十九年七月一日から適用する。

附 則 (平成一二年一二月一一日 文部省告示第一八一号) 抄

(施行期日)

1 この告示は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

改正文（平成一三年三月二九日文部科学省告示第四〇号）抄

平成十三年四月一日から施行する。

改正文（平成一七年九月九日文部科学省告示第一三五号）抄

平成十七年十二月一日から施行する。

改正文（平成一八年三月三十一日文部科学省告示第五五号）抄

平成十八年四月一日から施行する。

附則（平成一九年一二月二五日文部科学省告示第一四六号）抄

この告示は、学校教育法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年十二月二十六日）から施行する。

改正文・附則（平成二二年六月二三日文部科学省告示第九〇号）抄

① 平成二十一年六月二十三日から施行する。

② この告示の施行前にヨーロッパ・カウンセル・オブ・インターナショナル・スクールの認定を受けた教育施設に置かれる十二年の課程を修了した者については、この告示による改正前の大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者を指定する件第二十三号

の規定は、なお効力を有する。

附 則 (平成二八年三月三十一日 文部科学省告示第七六号)

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成三一年一月三十一日 文部科学省告示第一二号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (令和三年一二月二一日 文部科学省告示第一九八号)

この告示は、公布の日から施行し、平成二十三年七月一日から適用する。

附 則 (令和四年二月二十五日 文部科学省告示第二〇号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (令和六年三月二十九日 文部科学省告示第五〇号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (令和六年六月二十六日 文部科学省告示第六六号)

この告示は、公布の日から施行する。